

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会（第6回）議事録

1. 日時 : 令和3年9月29日（水）午前10時～午前11時30分
2. 場所 : WEB会議
3. 出席委員 : 6名、オブザーバー 3名
4. 事務局 : 津田副市長、高林建設産業部長、武田参事
角田達哉課長、松尾達也補佐、志知昌人主査、加藤良介主査

5. 議事内容 :

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 立地適正化計画（素案）について

6. 議事概要 :

(1) パブリックコメントの結果について

委員 : 資料1のP7で、変更後の「目標4」の「評価指標」に、「防災公園」という言葉があるが、あまり使われていない言葉なので、注釈などで「防災公園」についての補足説明を入れてはどうか。

事務局 : 補足の説明を追記させていただく。

委員 : 計画書本編の他の所に「防災公園」という言葉はあるか。

事務局 : 「防災公園」という言葉もあるが、最後の「用語説明」で解説している。また、本編に「防災公園」に関する記述がある所に、写真を入れながらわかりやすいイメージで追記させていただく。

委員 : 資料1のP7で、「避難所500m圏域のカバー率」という評価指標はあるが、この「避難所」はL2を含めて垂直避難が可能な避難所の圏域を指しているか。

事務局 : ここではL2を含め、木曾川と日光川の氾濫を想定している。ここで500mとした根拠として、津波等の災害が起こる際に、概ね30cmの浸水がされる場合の歩行速度で、30分以内に行ける範囲である。垂直避難ができるように、地区計画等を活用しながら市街地内の防災力を向上していきたいと考えている。

(2) 立地適正化計画（素案）について

委員 : ・資料3-2のP2で、「1. 都市機能誘導区域の抽出」の「③災害リスクの評価」は右の図から読み取れない。もう少しわかりやすい見せ方にしてほしい。

・「2. 都市機能誘導区域の設定」で示している都市機能誘導区域は市全体において、どこに位置しているかを示すことができるとよいと思う。

事務局 : 表現を修正させていただく。

委員 : ポテンシャル評価を行う際に、災害についての評価も含まれているため、「③災害リスクの評価」としてではなく、「①ポテンシャル評価」のサブタイトルのような表示がより適切だと思う。

- ワグナー : 資料2のP3で、「誘導施設数」は評価指標として設定されているが、施設を誘導したことによって期待される効果に関するものを評価指標として設定すべきだと思う。
- 事務局 : 検討させていただく。
- 委員 : 公共施設が誘導施設として設定されているが、その公共施設が誘導されてきた場合に、どのような効果が出てくるかを想定しつつ、目標設定を行うとよい。例としては、歩行者交通量や平均地価といった指標はあるが、その他にあるかを考えていただきたい。
ちなみに、愛知県の他市町村で事例はあるか。
- ワグナー : 具体的な例はないが、津島市が作った資料によると、施設を誘導する目的として、市外からの転入・定住を促進することがあるため、そこを切口として考えていただけるとよいと思う。
- 委員 : 資料3-2のP1で、「まちづくりの方針」において、主に「住民」をターゲットにしており、「居住」が中心となるまちづくりの方針である。しかし、立地適正化計画は都市機能誘導区域の設定と都市機能の誘導施策の設定が主な内容であるため、もう少し都市機能を加えたまちづくりの方針を作ってはどうか。そうすると、企業やデベロッパー等は事業地を選択する際に参考になるかもしれない。
- 事務局 : 「まちづくりの方針」では、主に市民目線を中心にターゲットを設定している。企業やデベロッパー向けの情報は資料3-1の「誘導施策」に載せると想定している。
各誘導施策に具体的な事業名を記載していく予定であり、各事業をカテゴライズする際に市民目線と業者目線にするかを検討する。
- 委員 : 資料3-2のP3で、「(7) 誘導施策」において、「エリアマネジメントの実施」があるが、それは立地適正化計画とどのような関りがあるのか、より分かりやすい書き方にするとよいと思う。
- 事務局 : 「エリアマネジメントの実施」に関する記述は修正させていただく。ただし、「エリアマネジメントの実施」はやや統括的な位置付けであり、これにより他の施策が展開されていくイメージということで理解いただきたい。
- 委員 : エリアマネジメントは法定の都市計画とリンクできることが大事である。しかし、全ての施策を統括するように位置付けることは必要ではないと思う。
- 委員 : 立地適正化計画は津島駅周辺を中心に多くの施策を進められていくが、津島市全体を考えると、津島駅周辺への偏りを避けるために、例えば、「新交通導入の検討」について市全体で位置付けていただけるとよいと思う。
- 委員 : 他自治体にも立地適正化計画を策定する際に、「立地適正化計画は市街化調整区域を考えないのか」といった意見があった。そのような状況を避けるために、計画書の「はじめに」で立地適正化計画は何のために策定するものなのか、市全体にとって何の意味を持っているのかを明記する必要がある。
- 事務局 : ご指摘の通り、計画書の「はじめに」で全体的な方針を記載するように修正させてい

ただく。

委員 : 計画期間は概ね20年後の令和22年(2040年)になっており、まちづくりにとっては20年間は長い時間ではない。今回計画を策定するだけでなく、事業の実行もきちんと進めていただきたい。

事務局 : 立地適正化計画、及び都市計画マスタープランは市全体の相乗効果を狙っており、市街化調整区域の経済成長を狙っている。行政としての役割は目標達成であり、施策の進捗等をみながら計画を進めていきたいと考えている。

委員 : ・資料3-2のP3で、誘導施策は多く書かれている。これから進めていく中で、いかにPRし、知ってもらえるようにするかは課題だと思う。

・資料3-2のP3で、「ESCO事業」や「地域BWA」、「Maas」など一般市民になじみのない言葉が多くある。一般市民にもわかっていただけるように表現を工夫してほしい。

事務局 : 何を狙って、事業をどのように取り組んでいくかを考えつつ、表現を改める。

委員 : 時代が変わり、行政が事業の推進にあたって、単なる予算をつけてハコモノを作る時代でなくなっている。そこで、事業を推進していくにあたって、行政ができることを考えると、どのような結果が出るかはみえてくる。

個人的に、「規制緩和」はやり方の1つだと思っており、それをいかに活用するかは大事である。また、実行の可能性等も含めて検討していただきたい。

以上